

中東諸国の法律・司法制度 —オマーン民法について—

インテグラル法律事務所 弁護士 田中 民之

前回までは3回にわたり、「シャリーアの法典化の可能性と有用性」という副題の下で、主としてサウジアラビアを念頭に置いて、シャリーアに基づく民事取引の基本法（「民法」の中の財産法に相当する法律）の法典化の問題を考えてみた。実は、私がこの問題を考えて始めた頃は、民法に相当する制定法が不存在の中東の国としてはオマーンが残っており、オマーンについてもこの問題は重要であったのであるが、オマーンの場合には、既に1990年に商法が制定されていたし、法典化に対するウラマーからの反対意見も、サウジアラビアに比較するとそれほど強いという報道はなかった（もっともオマーンに関する報道は一般的に言うと、多くの分野で少ないが）ので、民法も遅かれ早かれ制定されると思っていた。

そのオマーンの民法が2013年5月に公布され、その3ヵ月後の同年8月から施行されている。そこで今回は、そのオマーン民法の概略説明を試みることにする。但し、私自身は同法についてのオマーンの裁判所等の適用状況を知る立場にないし、その種の報道もほとんどないので、条文のみに基づいて全体の構成について説明することと、他の幾つかの国の民法との比較をする程度に限られてしまうことを、予めお断りしておく。本稿でオマーン民法をご紹介しますのは、オマーンが民法を作ったのだから、サウジアラビアでも早く民法を作って欲しい、という筆者の気持ちの表れ、と受取って頂ければ幸いである。

I. オマーン民法の構成と基本的性格

オマーンの民法（正式名称は「民事取引法」であるが、ここでは日本で呼び慣れている「民法」という呼び名で呼ぶことにする）は、導入門、債権編、契約編、物権編、担保物権編の1門、4編、全1086条から成っている。日本民法でいうと、第一編総則、第二編物権、第三編債権の、「家族法」を除いた）いわゆる「財産法」に相当する法律である。この1門4編という構成はエジプト民法に倣ったものである。

エジプト民法は1948年にフランス民法に倣って制定されたものであるが、その後制定されたシリア、リビア、イラク、クウェート、ヨルダンなどのアラブ諸国の民法の母法となった。そのためこれらの民法は、その母法の制定者であるエジプト人法学者・サンフーリー

博士の名前をとって、「サンフリー・コード」と呼ばれることもあるが、オマーン民法も、少なくともその構成から見ると、サンフリー・コードの中に入れても構わないのかもしれない。

もっとも、そのように呼ぶとサウジアラビアの保守派ウラマーなどからは、(エジプト民法自体がフランス民法の強い影響を受けて作られたものであるから) それだけで反発を受けるかもしれない。ここでは、殊更にエジプト民法を引合いに出すことは止めて、オマーン民法はアラブ首長国(UAE)民法の兄弟法であると呼ぶことにしておこう。

1985年に制定されたUAE民法は、エジプト民法の強い影響を受けて生まれたものではあるが、アラブ湾岸のアミール(首長と訳されているが、実質は国王である)が統治する国の法律であるだけに、伝統的イスラーム法学の考え方を取り入れるという面での配慮が(少なくともエジプト民法に比べれば)強いものであり、そのことは、同国のみならずサウジアラビアの保守派ウラマーたちも認めているようである。ただし、この後の説明でも触れることになるが、オマーン民法には、民事取引における重要な要素であるにもかかわらず、民法では規定せず特別法で定めることにしている(エジプト民法でも、また、UAE民法でも規定しているにもかかわらず、である)箇所が幾つか存在することを含め、UAE民法の丸写しではない。条文数だけを比較しても、UAE民法は全1528条であるのに対して、オマーン民法は全1086条であるから約3分の2である。このような違いはあるものの、オマーン民法のUAE民法への近似性は否定し難いと思われる。

筆者紹介

1960年3月京都大学法学部卒業、1960年4月～1972年7月外務省勤務(この間、中東諸国においても、研修及び勤務)。1978年3月弁護士登録(インテグラル法律事務所)。中東諸国等における渉外的契約および商事紛争に関する交渉および解決を主たる業務として、現在に至る。

II. 導入門(第1～65条)

この門は、①一般規定、②人、③物、④権利、の4つの部から成っており、日本民法の総則編と同様に、民法適用上の原則、権利の主体たる人、権利の客体たる物、更には、権利行使の限度や権利の種類についての原則的規定が置かれている。

例えば上記①の一般規定の冒頭の第1条では、法の適用順序として、先ず制定法により、それがなければイスラーム法学の判断、それがなければシャリーアの一般原則、それがなければ慣習による、と定めている。また、法律の適用に関しては、法律の場所的適用の項で、いわゆる準拠法に関する国際私法の規定を置いている。

III. 債権編(第66～354条)

導入門に続く債権編は、①債権の発生原因に関する第1門と、②債権の効力について定めた第2門とに大別されている。

第1門 債権の発生原因（第66～219条）

債権の発生原因は、①契約、②単独行為、③不法行為、④利益を得る行為、⑤法律の定め、の5部に分かれて規定されているが、その大部分を占めているのは①の契約に関する規定（第66～173条）である。日本民法では総則編で規定している意思表示の瑕疵や無効・取消に関する規定は、オマーン民法ではこの契約に関する部に置かれている。また、イスラーム法学に特徴的な、選択権（契約が成立するか否かを、契約当事者が選択した特定の事項に係らせる、という権利）に関する規定なども、ここで規定されている。

その次に条文数が多いのは第3部の不法行為に関する規定（第176～200条）である。ここには、不法行為一般に関する規定に加えて、①自分の行為による責任、②他人の行為による責任、③動物や物から生じた責任、および、④公共の権利の行使から生じた責任、に分けて、夫々に関連する規定が置かれている。

第4部の利益を得る行為では、日本民法の不当利得に相当する事項が最初の、①理由のない利得、と、②原因のない支払い、の2章で規定され（第201～206条）、日本法の事務管理に相当する規定が、それに続く③事務管理、④他人の債務の履行、および、⑤付随規定、の3章で規定されている（第207～218条）。

第2門 債権の効力（第220～354条）

債権の効力は、①一般規定、②履行方法、③債権の効力全般、④弁済によらない債権の消滅、の4部に分かれて規定されている。

債権の効力は債務者に対してその債務の履行を求めることであるから、当然と言えば当然であるが、規定の大半は上記②の「履行方法」に集まっている。この第2部は、①自発的履行、②強制的履行、③履行を担保する手段の3章に分けて規定されている（第222～292条）。なお、日本民法が定めている、詐害行為の禁止、債務超過に陥っている債務者の財産の差押え、留置権等については、上記の第3章（履行を担保する手段）の中で規定されている。

次の第3部（債権の効力全般）には、条件・期限、複数の債務、複数の当事者に関する規定（第293～334条）が、そして最後の第4部（弁済によらない債権の消滅）には、免除、履行不能、消滅時効に関する規定（第335～354条）が、夫々置かれている。

IV. 有名契約編

有名契約とは、民法が名前を付けて規定している契約のことである。典型契約ともいう。日本民法では、第549～696条に、贈与以下13種の契約が列挙されている（この部分は「契約各論」と呼ばれることもある）。

オマーン民法では、以下にお示しするように、先ず契約を4つの種類に大分類し、それ

ぞれの分類毎にそのグループに属する契約に関する規定を置き、更に（必要に応じて）、その有名契約の中の特殊な種類の契約を夫々の名前で取り上げて、夫々についての規定を置いている。その結果、民法が名前を付けて規定している契約の数は、日本民法の場合よりも遥かに多くなっている。これは一つには、伝統的イスラーム法学において名付けられている契約は（恐らくはイスラーム法学に敬意を表する意味で）できるだけ民法の中に規定しておこうとしたからであろう。

オマーン民法の有名契約は、以下にお示しするとおり、①所有権を与える契約、②使用权を与える契約、③仕事をする契約、④偶然性を伴う契約、および、⑤個人的保護に関する契約、の5種類に大分類されている。この分類は伝統的イスラーム法学に倣ったものである。

第1門 所有権を与える契約（第355～515条）

オマーン民法の契約各論の最初のグループは所有権を与える契約で、①売買、②贈与、③組合、④消費貸借、⑤和解、の5つの契約から成っている。

この中の最初に規定されている売買は、伝統的イスラーム法学においては、単に所有権を与える契約のみならず他のグループに分類されている契約をも代表する標準的契約であるとされ、それ故に売買に関する規定は、別段の不都合がなければ他の契約にも適用されるものと解釈されてきた（その結果、伝統的イスラーム法学では、いわゆる「債権総則」ないしは「契約総論」に相当する規定が置かれることがなかった）。

オマーン民法でもこの立場は維持されており、第1門の規定の過半数は、売買に関するものである（第355～466条）。また、第1門の第3章は各種の売買という標題で、イスラーム法学で対象としているサラム売買（売り主の手元にない物の売買）以下7種類の売買契約（相続分の売買、重病人による売買、係争物の売買、代理人による自分のための売買、他人の物の売買、交換）に関して規定している。

その中で最後に規定されている「交換」は、日本民法では売買とは別の種類の契約とされており、エジプト民法でも、売買と同じグループではあるが別の契約とされている。オマーン民法の「交換」の取扱いは、所有権を与える契約の第1章を「売買および交換」という標題にして一まとめにした UAE 民法に近いものであるが、売買契約の一種としている点では UAE 民法とも異なっており、特殊であるように思われる。

所有権を与える契約として売買に続いて規定されている4つの契約（②贈与、③組合、④消費貸借、および、⑤和解）の内、贈与と組合は、契約の目的物（組合契約の場合は出資の目的物）の所有権が相手方（組合契約の場合は組合）に移転するから、このグループに分類されているものである。次の消費貸借は、日本民法では「貸借契約」にグループ分けされているが、オマーン民法では、イスラーム法学およびそれを受継したエジプト民法

やUAE民法に倣って、目的物の所有権が貸主から借主に移転する（期限到来後借主は、それと同種の物を返す）ことから、売買のグループに入っているものである。最後の和解契約は、恐らくは（金銭を含めた）物の所有権を移転させることが和解の条件の重要な内容となることが多いことから、このグループに入れられているものと思われる。

第2門 用益権を与える契約（第516～625条）

所有権を与える契約に続く第2のグループは用益権を与える契約で、①賃貸借と、②使用貸借、が含まれている。ここで「用益権」と訳した用語はアラビア語の「マンファア」で、イスラーム法学の用語である。イスラーム法学では権利の対象である「物」を、「物それ自体」と「物の使用から得られる利益」に分けて考えるが、後者に相当するのが「マンファア」である。賃貸借は物のマンファアを一定期間有償で与える契約であり、使用貸借はそれを無償で与える契約である、ということになる。

賃貸借契約は、イスラーム法学では売買契約と並ぶ重要な契約であると考えられている。それもあってか、オマーン民法は、各種の賃貸借という項目を置いて、4種の賃貸借（耕作地の賃貸借、ムザーラア、ムサーカート、および、ムガーラサ）を規定している（第561～625条）が、これらはいずれも、農作物や樹木の栽培に関する契約である。

第3門 仕事をする契約（第626～732条）

仕事をする契約としては、①請負、②雇用、③委任、④寄託、⑤係争物保管、の5種類の契約が規定されている。これらのうちの①～④（第626～723条）はいずれも日本民法でも定められている契約であり、夫々の契約の効力と各当事者の債務を定めている。なお、これらの規定に加えて、請負においては下請負人の債務についての、また寄託においてはホテル等の顧客の寄託物の取扱いについての、各規定がそれぞれ付加されている。

最後の係争物保管（第724～732条）というのは日本民法にはない形式の契約であるが、争いの対象になっている物（金銭を含む）を紛争が解決するまで第三者に保管させるというもので、エジプト民法やUAE民法でも定められている契約である。

第4門 偶然性を伴う契約（第733～735条）

ここで「偶然性」と訳した用語はアラビア語の「ガラル」で、「射幸性」と訳されることもあるようである。コーランで賭矢を禁じている（雌牛章第219節）ことが一般にその根拠とされているが、イスラーム法学では賭矢を始めとするガラルを含む契約は、履行すべき義務の内容が当事者に予測できないので、無効と考えられている。

この第4門でオマーン民法が、偶然性を伴う契約であって無効であると定めているのは、いわゆる賭博であるが、無効な契約は必ずしも賭博に限られない。また、民法の条文の中

の「偶然性を伴う契約」というカテゴリーに入ることが条件になるわけでもない。例えば伝統的イスラーム法学の考え方に従えば、存在しない物を目的物とする売買契約は無効である。先に売買契約について説明したときに、各種の売買という標題の下でサラム売買についての規定があると述べたが、サラム売買は、契約締結時に売主が目的物を所有していなくても契約が有効に成立する場合を特に認めたものである。

偶然性を伴う場合には契約は無効であるというイスラーム法学の解釈があるために、立法者が悩ませられてきたのは保険契約である。保険契約は、保険金の支払いが、将来発生するか否かが不確定な、あるいは、発生することは確実であるがその時期が不確定な、事態（保険事故）にかかっているために、伝統的イスラーム法学ではガラルを伴う契約であって無効と判断されてきた。しかしその社会的必要性は明らかであるから、エジプト民法でも、また UAE 民法でも、保険契約に関する規定を民法に定めて、その有効性を正面から認めている。これに対してオマーン民法は、「保険については特別法でこれを定める」旨の 1 条のみを置いて（第735条）、民法で規定することを巧妙に避けている。

第5門 個人的保護に関する契約（第736～797条）

個人的保護に関する契約として規定されているのは、①保証と、②債権債務の譲渡、の2種類の契約である。

このうち保証契約は、①保証の要件、②保証の効力、および、③保証の終了、の3章に分けて規定されている（第735～771条）。

次の「債権債務の譲渡」と標題を付けた契約（第772～797条）は、イスラーム法学では「ハワーラ」というアラビア語の単語で呼称されているものである。債権譲渡は、日本民法では契約としてではなく、債権の一つの態様として、債権総論において規定されており、エジプト民法でも（恐らくはフランス民法に倣って）同様の取扱いをしているが、UAE 民法では、伝統的イスラーム法学に倣って、これを有名契約の一つとして、契約各論の中で規定している。オマーン民法はこの UAE 民法方式を踏襲しているが、これもシャリーア法学に対する敬意を示したものと思われる。

V. 本来的物権編

「物権」や「担保物権」に相当する法概念は伝統的イスラーム法学には無かったようなので、日本民法でいう「物権法」に相当する部分の規定は、アラブ諸国の民法では1948年のエジプト民法の規定をもってその嚆矢とし、その後のアラブ諸国の民法はすべてそれに倣ったと言えそうであるが、オマーン民法も同様であって、第3編と第4編にエジプト民法に倣った物権に関する規定を置いている。

その中の最初の第3編（本来的物権）は、日本民法で言うと物権編の第1章（総則）と

第3章（所有権）にはほぼ相当するものであるが、以下に述べるとおり、①所有権、と、②所有権から派生する物権、に分かれて規定されている。

第1門 所有権（第798～946条）

この門は、①所有権全般（第798～850条）と、②所有権の取得原因（第851～946）、の2部に分けて規定されている。債権編においては、売買や賃貸借といった契約が債権や契約全般を構成する上での中心的概念の位置を与えられているが、物権編では、所有権が、概念構成上の中心的地位を与えられている。

上記①はその所有権の全般に関する規定であるが、実際にはその大半を占めているのは共有（および共有物の分割）に関する規定（第808～850条）である。ただし、日本でいうマンションのような、1棟の建物の全体あるいは共用部分の共同所有やその管理のための組合などについての基本的な規定も、この共有の箇所になされている。

次の所有権の取得原因においては、①無主物先占、②相続、③生存者間の所有権の移転、が定められており、③の中では、契約に基づく所有権の移転（による所有権の取得）のほか、イスラーム法学で認められているシュファ（共有者が有する共有持分の先買権）の行使（による所有権の取得）や取得時効などについても規定されている。

第2門 所有権から派生する物権

所有権から派生する物権は、①処分権、②利用権・使用権・居住権、③ワクフの権利、および、④地役権、に分けて規定されている（第947～1009条）。

上記のうち②で「利用権」と訳した権利は、上記のIV. 有名契約編の第2門（用益権を与える契約）のところで説明した「マンファア」（用益）の利用権のことである。上記の箇所では（賃借権者の有する債権であるから）マンファアを「用益権」と訳したが、ここで規定されているのは用益利用権という「物権」であるので、「利用権」と訳し分けてみた。

③のワクフの権利に出てくる「ワクフ」というのは、イスラーム特有の制度であって、自分の財産を公共的目的（モスクや学校や病院などの設立と運営など）のために寄進すること、あるいは、その財産や運営組織のことである。ただし、オマーン民法の規定は第972条の1条のみであり、その内容は「ワクフについては特別法で定める」というものである。

④の地役権では、通路設定権と通行権という人の通行に関する権利と、飲水権、流水権、排水権、という、水に関連する権利が定められている。

VI. 担保物権編

最後の編である担保物権編には、①抵当権、②質権、③先取特権、の3つの権利が規定されている。ただし、実質的規定があるのは①抵当権（第1010～1056条）と②質権（第

1057～1085条)のみで、③については、「先取特権については、特別法で定める」という1条があるのみである。

第1門 抵当権

先に本来的物権について説明をした箇所で、伝統的イスラーム法学は「物権」や「担保物権」に相当する法概念を持たなかったとの趣旨を述べたが、債権者が債務者の所有物を占有するという、質権に相当する債権担保の手段（アラビア語で「ラフン」と呼ばれる）は、イスラーム社会にも存在していた（ただし、ラフン権者がその占有する債務者の所有物を利用したり、処分したりすることの可否等を始めとして、その具体的適用については、法学派によって意見が対立していた）。

しかし抵当権に相当する、債務者による目的物の占有を伴わない担保権は、イスラーム法学には存在しておらず、エジプト民法がフランス民法から初めて取り入れたもので、その際「公式のラフン」といった意味のアラビア語の訳語がこの新しい担保権の呼び名として導入され、その後のサンフーリー・コードでもこの呼び名が踏襲されてきた。UAE民法ではサンフーリー・コードのこの呼び名を「物的担保であるラフン」といった意味の用語に変更したが、オマーン民法はこのUAE民法の用語を踏襲している。

抵当権に関する規定は、①成立（第1010～1020条）、②効力（第1021条～1030条）と、③消滅（第1050～1056条）、の3部に分けて規定されている。また、その中の第2部「抵当権の効力」の規定は、①当事者間の効力と、②当事者以外の者に対する効力、とに分かれている。

第2門 質権

上述したように、イスラーム法学で使われてきた「ラフン」という用語が抵当権を示す用語としても使われるようになったため、質権のことをオマーン民法は「占有的ラフン」といった意味の合成されたアラビア語の用語で呼んでいる。この用語は、エジプト民法の用語を、UAE民法を経由して踏襲したものである。

質権は、抵当権と同様に、①成立（第1057～1069条）、②効力（第1070条～1082条）と、③消滅（第1083～1085条）、の3部に分けて規定されている。その内の第2部「質権の効力」が、①当事者間の効力と、②当事者以外の者に対する効力、とに分かれていることも、抵当権の規定と同様である。

第3門 先取特権

先取特権の規定は、上述したとおり、「先取特権については、特別法で定める」という第1086条があるのみで、実質的規定は置かれていない。

Ⅶ. オマーン民法の特質と今後の展開

以上の極めて概括的な説明だけからでもお判り頂けると思うが、オマーン民法は、エジプト民法の構成の大枠に従い、かつ、UAE民法が示した伝統的イスラーム法学に対する配慮をUAE民法と同様に示した上で、作られたものであるが、イスラーム法学上問題なしとしない論点については、極めて簡単に取り上げる（偶然性を伴う契約、など）とか、「特別法で定める」ということにして民法の中で規定することは避ける（保険契約、先取特権、など）といった工夫がこらされているものである。

その法律としての有用性などは今後のオマーンの裁判所による具体的適用事例をみてみなければ何とも言えないが、現時点でも少なくとも、次のことは言うことが許されるであろう。それは、この民法の制定によって、オマーンにおける民事取引の基本的事項についての裁判所の判断の大筋が示され、オマーンとの間で取引を行う外国企業は、予めそれを予測し、それに沿って自らの行動プランを立てて行くことが、少なくともこれまでよりは容易になった、ということである。その意味で、オマーンにおける民法の制定は、シャリーアの法典化の可能性と有用性とを改めて証明したと言えるのではないだろうか。

オマーン民法については、恐らくサウジアラビアのウラマー達は、様々な論点からこれを批判しているであろう。それはそれで一向に構わないが、それがサウジアラビア自身による、より良い民法典（例えば、前回の本稿で述べた「ハンバリー・マジッラ」に類したようなもの）の制定への足掛かりになることが期待される。それが望ましいのは、そのような動きが起これば、現今のより根本的な問題であるサウジアラビアの統治制度の改革のための提言へと繋がって行くことが期待され、そのことが延いては、現在の中東の昏迷状態に何らかの光明を与えるきっかけになるかもしれない、と考えるからである。

*本稿の内容は執筆者の個人的見解であり、中東協力センターとしての見解でないことをお断りします。